

【外貨定期預金規定】

鹿児島信用金庫

1. 【預金契約の成立】

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. 【預金の支払時期】

この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. 【利息】

(1)この預金の利息は、表面記載の期間利率および当金庫 1 通貨単位によって計算します。満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について、解約日または書替継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。

(2)この預金を第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

4. 【相場・手数料】

(1)この預金の払戻しに際し、表面記載と異なる幣種にて支払う場合には、当金庫店頭で表示される為替相場により換算します。

(2)表面記載の幣種により支払う場合には、当金庫が別にお知らせした手数料をいただきます。

5. 【外国通貨現金による払戻し】

(1)この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫店頭で表示される為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

(2)前項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. 【為替予約】

この預金を期日解約する場合に通用する為替相場を確定するため為替予約を締

結するときは、別に定める為替予約規定によります。

7. 【預金の解約、書替継続】

(1)この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2)この預金を解約または書替継続するときは、下記の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

8. 【届出事項の変更、証書の再発行等】

(1)この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. 【印鑑照合等】

この証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

10. 【譲渡、質入れの禁止】

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

11. 【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号A、Bおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号A、Bまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 【取引の制限等】

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引

の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

13.【解約等】

(1)この預金口座を解約する場合は当金庫に申出て下さい。

(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第10条に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあるとの合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者（預金者が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。次号③において同じとします。）が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない

者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

B. 暴力団員等と次の各号のいずれかに該当する関係を有する者

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を棄損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

14. 【準拠法、裁判管轄権】

(1)この預金取引の準拠法は、日本法とします。

(2)この預金に関し紛争が生じた場合には、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15. 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(1)この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、**充当の順序方法を指定のうえ、普通預金解約申込書に届出印を押印して、直ちに当金庫に提出してください。**ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16.【適用法令】

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

17.【規定の改定】

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

18.【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

(2020年7月1日 現在)